定款

公益財団法人 日本道路交通情報センター

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本道路交通情報センターと称し、英文名を Japan Road Traffic Information Center とする。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
- 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報の収集、提供並びに調査、研究を行い、事故及び災害の防止並びに道路交通の安全と円滑化に寄与し、もって公共の福祉の増進と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - 一 道路及び道路交通に関する情報の収集及び提供
 - 二 道路及び道路交通に関する情報の収集及び提供の処理方法、その他の調査及び研究
 - 三 道路及び道路交通に関する広報及び啓発
 - 四 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、全都道府県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で決議した財産は、この法人の基本財産とする。
- 2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成する ために善良な管理者の注意をもって、管理しなければならず、基本財産の一部を処分 しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び 評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了する までの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。
 - 一 事業報告
 - 二 事業報告の附属明細書
 - 三 貸借対照表
 - 四 正味財産増減計算書
 - 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - 六 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所 に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - 一 監査報告
 - 二 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - 三 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

- 第10条 この法人に評議員10名以上15名以内を置く。
- 2 評議員のうち、1名を評議員会長とする。
- 3 評議員会長は、評議員会において選任する。

(評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - 一 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3 分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある 者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニまでに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一に するもの
 - 二 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数 が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。)又は業務を執行する社員である者
- 二 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を 除く。)である者
 - (1) 国の機関
 - (2) 地方公共団体
 - (3) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - (4) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - (5) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - (6) 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は

認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可 を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が150万円を超えない範囲で、評議員会に おいて別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給するこ とができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - 一 理事及び監事の選任又は解任
 - 二 理事に対する報酬等の総額
 - 三 監事に対する報酬等の額及び支給の基準
 - 四 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - 六 定款の変更
 - 七 残余財産の処分
 - 八 基本財産の処分又は除外の承認
 - 九 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が評議員会を招集する。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。

(決議)

- 第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議 員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 一 監事の解任
 - 二 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - 三 定款の変更
 - 四 基本財産の処分又は除外の承認
 - 五 その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議 を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項の定款で 定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に 定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 評議員会の議長並びに出席した理事長及び副理事長は、前項の議事録に記名押印す る。

(評議員会運営規則)

第21条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、 評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員

(役員の設置)

- 第22条 この法人に、次の役員を置く。
 - 一 理事 12名以上18名以内
 - 二 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事のうち1名を副理事長とする。
- 4 理事長及び副理事長以外の理事のうち3名以内を業務執行理事とする。
- 5 第2項の理事長及び第3項の副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に 関する法律上の代表理事とする。

(役員の選任)

- 第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び副理事長並びに業務執行理事は、理事会の決議により理事の中から選定 する。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を 執行する。
- 2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その職務を遂行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担 執行する。
- 4 理事長及び副理事長並びに業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2 回以上、自己の職務の執行を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告 を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及 び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事による職務の実施に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、 監事が定める監事監査規程による。

(役員の任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時

評議員会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって 解任することができる。
 - 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - 二 心身の障害のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員の報酬等)

- 第28条 理事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。
- 2 監事に対して、評議員会において定める額を支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
 - 一 この法人の業務執行の決定
 - 二 理事の職務の執行の監督
 - 三 理事長及び副理事長並びに業務執行理事の選定又は解職
 - 四 理事の報酬等の支給の基準の決定

(招集)

- 第31条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

- 第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長がこれに当たる。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条 において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったもの とみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 出席した理事長及び副理事長並びに監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第35条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第8章 顧問

(顧問)

- 第36条 この法人に、任意の機関として、顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は、理事会において選任し、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、次の職務を行う。
 - 一 理事会から諮問された事項について意見を述べること
 - 二 理事の相談に応じること
- 4 顧問には、その職務に対する報酬をその都度支給することができる。また、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。
- 5 前項に定める報酬等のほか、顧問に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

第9章 賛助会員

(賛助会員)

- 第37条 この法人に賛助会員を置くことができる。
- 2 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、会費を納入する団体又は個人とする。
- 3 賛助会員及び会費に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

- 第38条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。
- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。ただし、重要な職員は、理事長が理事会の決議を経て 任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能 その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又 は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告の方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方 法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第10 6条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は 城處 求行 とし、最初の副理事長は 廣畑 史朗 とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

芥川麻実子安藤忠夫砂子田隆奥村萬壽雄各務正人小澤紀美子小鷲茂羽鳥光俊藤井彌太郎藤田千恵子三谷浩三好礼子